

空 き 店 舗 資 料

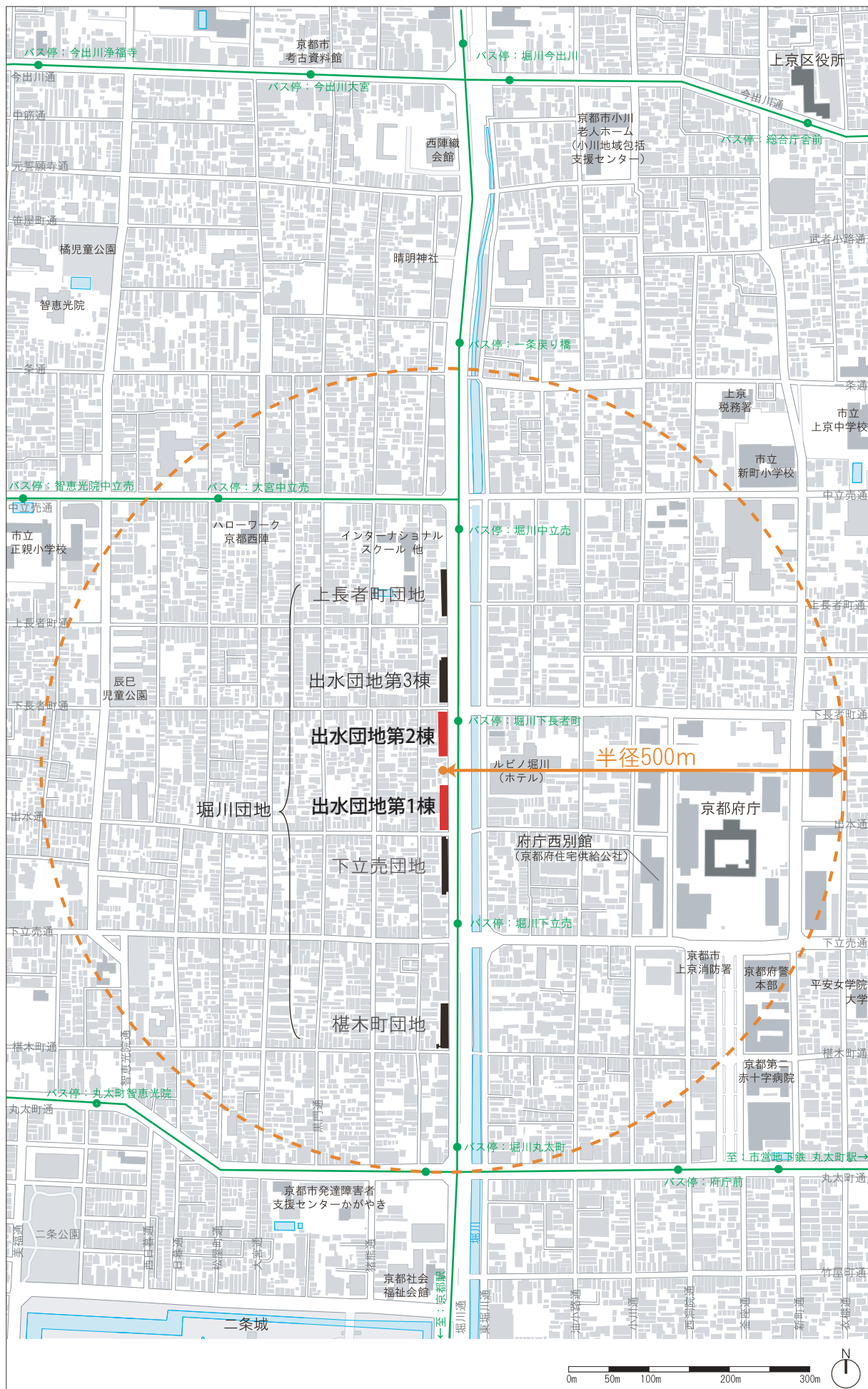
出水団地第 1, 2 棟位置図

空き店舗位置図

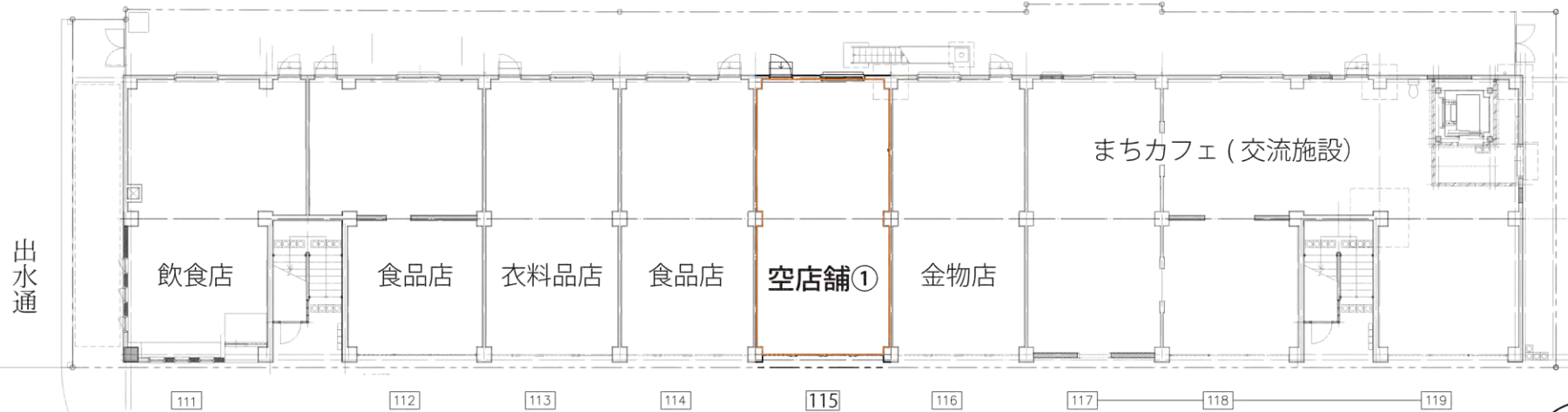
各室（区画）平・断面及び設備等配置図

店舗への新規入居に係る注意事項(設備関係)

■出水団地第1棟、第2棟 位置図



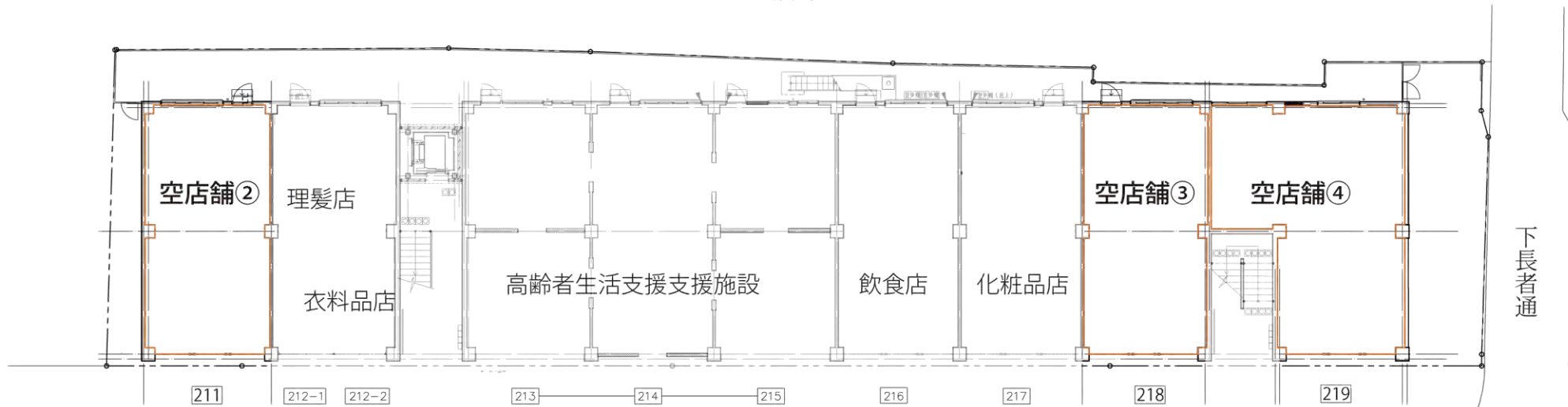
堀川団地空き店舗 位置図



出水通

出水団地第1棟1階

堀川通り

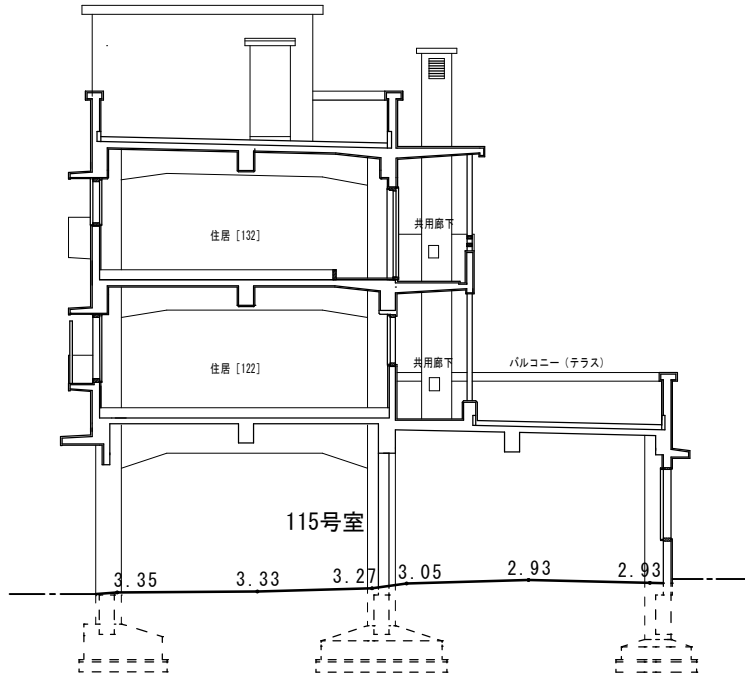


下長者通

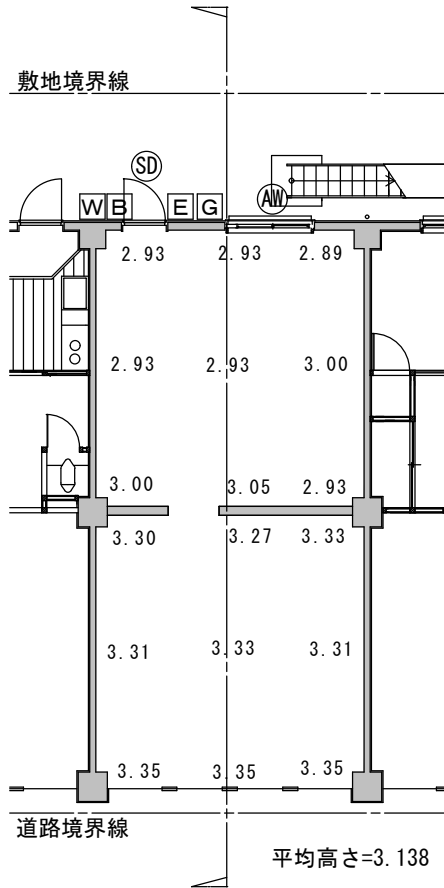
出水団地第2棟1階

堀川通り

出水団地第1棟 115号室

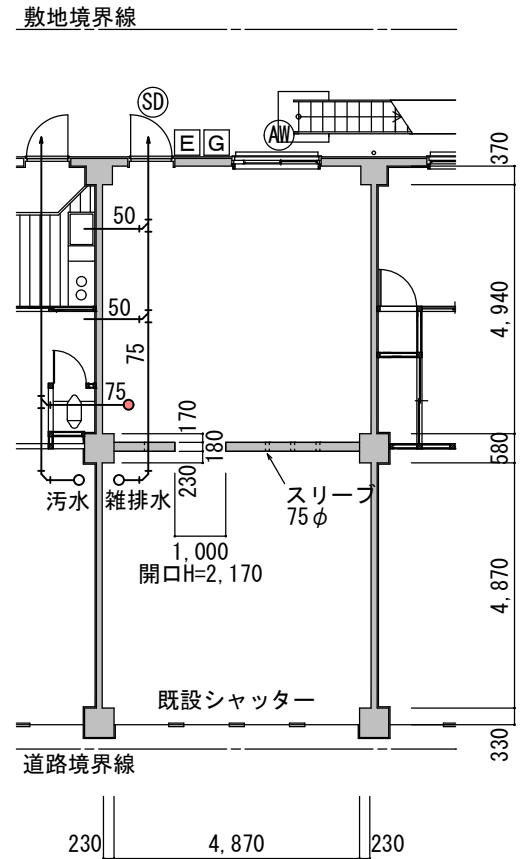


115号室 室内天井高さ断面図 1/150



115号室 室内天井高さ平面図 1/150

記号	建具	巾寸法	高さ寸法
AW	引き違い窓	1,430	1,280
SD	鋼製ドア	780	2,070



115号室 室内寸法平面図 1/150

※注意事項

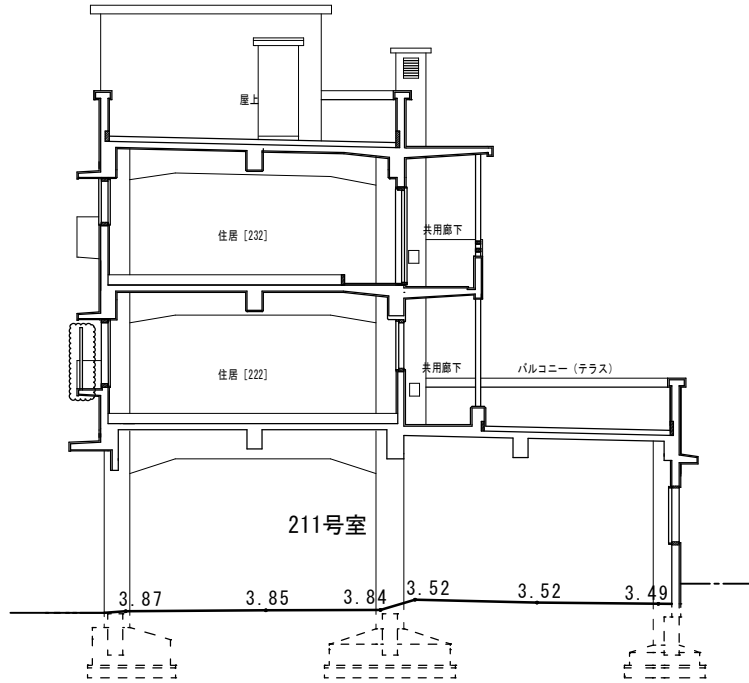
- ・平面図で灰色に塗られている柱、壁及び梁をはつり工事等により欠損することはできません。
- ・床面は土間コンクリート又は土砂です。
- ・平面図及び天井高さの寸法は、設計上の寸法です。現地の寸法は、若干の誤差がある場合があります。
- ・店舗中央部に設置した耐震壁には、設備用のスリーブ75φを4箇所設置しています。

- W : 水道メーター
- E : 電気メーターボックス
- B : TV、自火報設備ボックス
- G : ガスバルブ止め位置

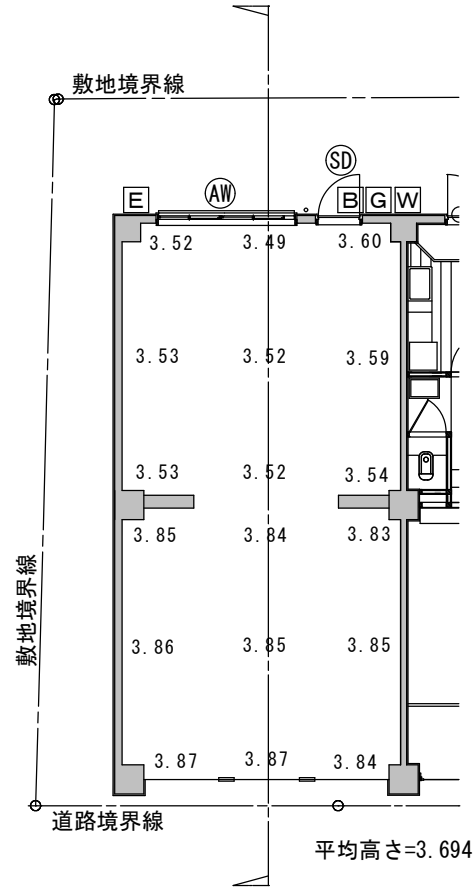
- : 汚水接続端部

出水団地第2棟 211号室

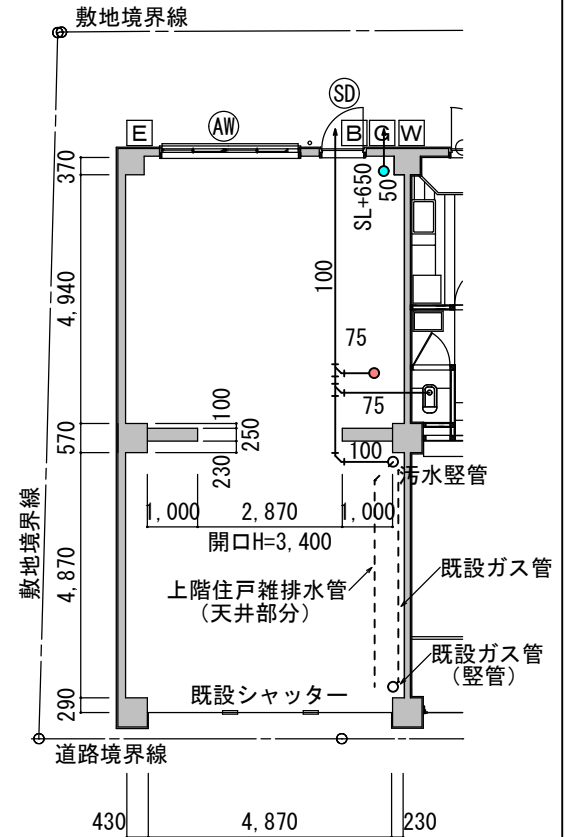
記号	建具	巾寸法	高さ寸法
AW	引き違い窓	2,320	940
SD	鋼製ドア	730	2,000



211号室 室内天井高さ断面図 1/150



211号室 室内天井高さ平面図 1/150



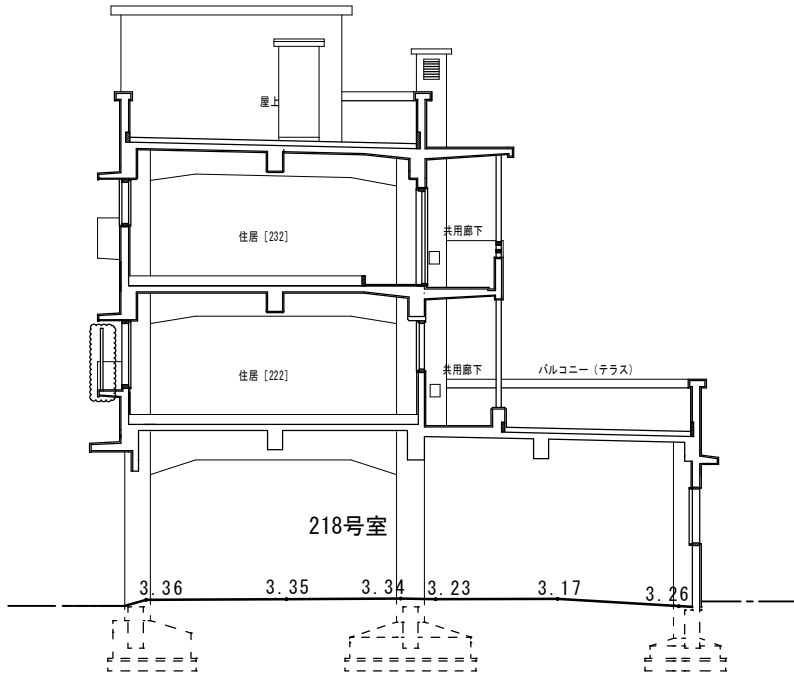
211号室 室内寸法平面図 1/150

※注意事項

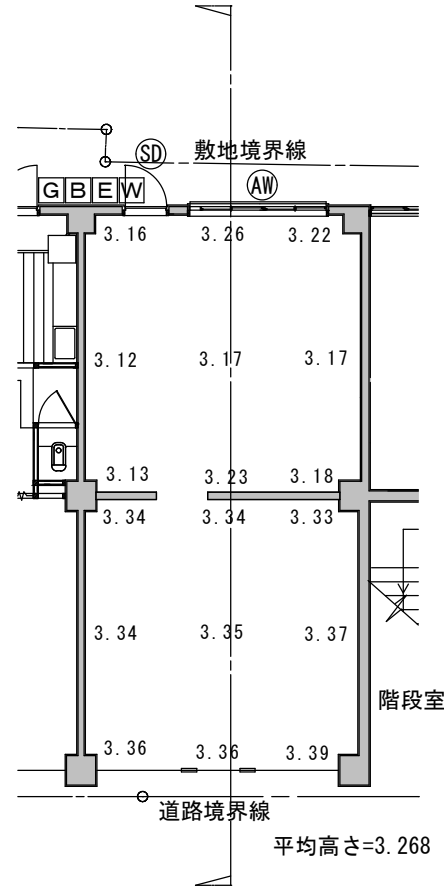
- ・平面図で灰色に塗られている柱、壁及び梁をはつり工事等で欠損させないでください。
- ・床面は土間コンクリート又は土砂です。
- ・平面図及び天井高さの寸法は、設計上の寸法です。現地の寸法は、若干の誤差がある場合があります。
- ・西側地盤面と現状の床面との間に40cm程度の段差があります。
- ・天井部分及び壁際に存在する上階住戸の雑排水管は撤去できません。
- ・天井部分及び壁際に存在する既設ガス管は隣接店舗と共有しているため、撤去することはできません。
- ・既存の雑排水管は、現状床面から65cm程度上部にあります。新たに壁に雑排水管を貫通する場合は、貫通部の位置や流出先の樹の高さに注意してください。

- W : 水道メーター
- E : 電気メーターボックス
- B : TV、自火報設備ボックス
- G : ガスパルプ止め位置
- : 雑排水接続端部
- : 汚水接続端部

出水団地第2棟 218号室

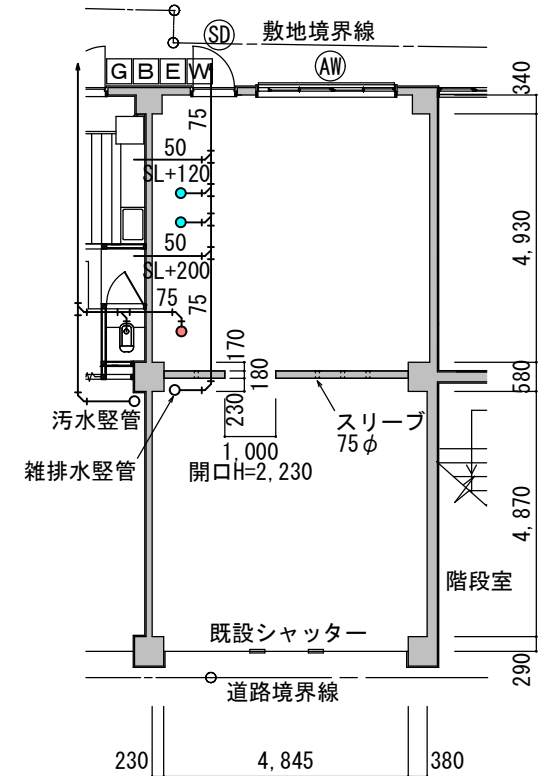


218号室 室内天井高さ断面図 1/150



218号室 室内天井高さ平面図 1/150

記号	建具	巾寸法	高さ寸法
AW	引き違い窓	2,320	940
SD	鋼製ドア	730	2,000



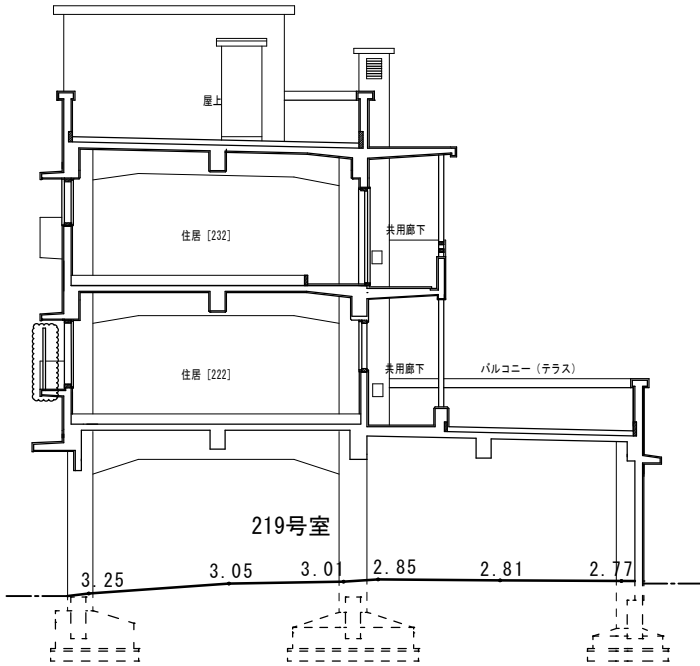
218号室 室内寸法平面図 1/150

※注意事項

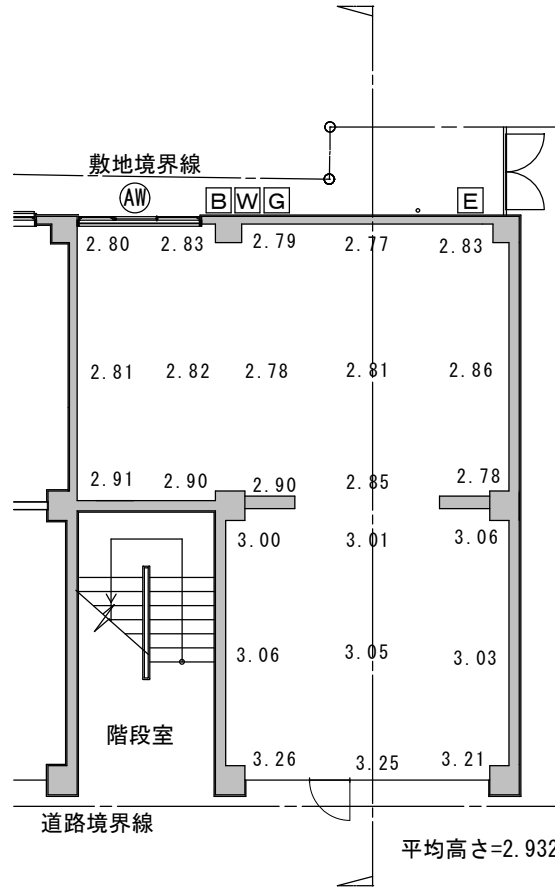
- ・平面図で灰色に塗られている柱、壁及び梁をはつり工事等により欠損することはできません。
- ・床面は土間コンクリート又は土砂です。
- ・平面図及び天井高さの寸法は、設計上の寸法です。現地の寸法は、若干の誤差がある場合があります。
- ・店舗中央部に設置した耐震壁には、設備用のスリーブ75φを4箇所設置しています。
- ・隣接店舗から流入している雑排水管の上端部の高さは、現状の床面からそれぞれ12cm、20cm程度高くなっています。

- W : 水道メーター
- E : 電気メーターボックス
- B : TV、自火報設備ボックス
- G : ガスバルブ止め位置
- : 雑排水接続端部
- : 汚水接続端部

出水団地第2棟 219号室

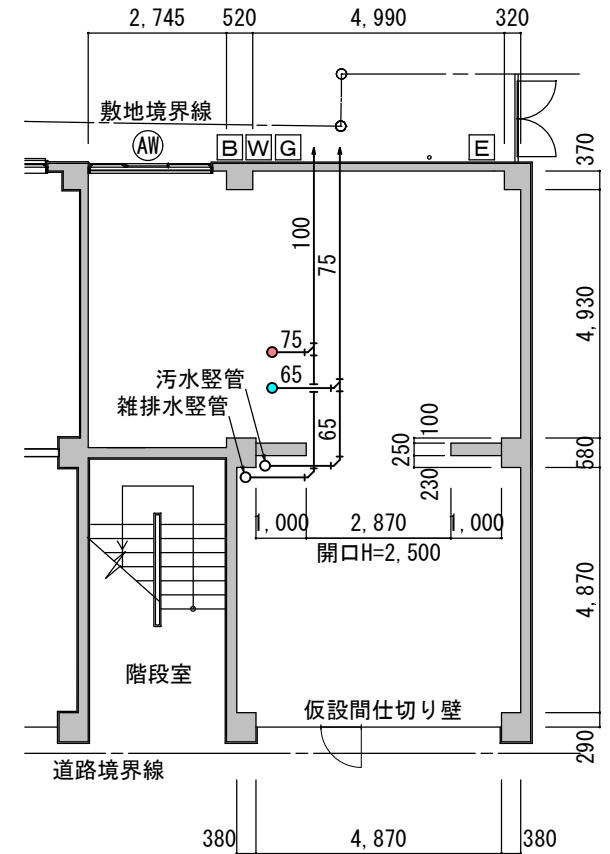


219号室 室内天井高さ断面図 1/150



219号室 室内天井高さ平面図 1/150

記号	建具	巾寸法	高さ寸法
AW	掃き出し窓	2,210	2,000



219号室 室内寸法平面図 1/150

※注意事項

- ・平面図で灰色に塗られている柱、壁及び梁をはつり工事等により欠損することはできません。
- ・床面は土間コンクリート又は土砂です。
- ・平面図及び天井高さの寸法は、設計上の寸法です。現地の寸法は、若干の誤差がある場合があります。
- ・仮設間仕切り壁はLGS下地サイディング張りです。

- W : 水道メーター
- E : 電気メーターボックス
- B : TV、自火報設備ボックス
- G : ガスバルブ止め位置
- : 雑排水接続端部
- : 汚水接続端部

店舗への新規入居に係る注意事項（設備関係）

1. 電気引込について

- ◇ 各店舗西面へ、電力量計収納盤（電灯用）を配置しており、引込点までの管路を用意しています。電気のご使用に際しては、関西電力への申し込みが必要となり、配線等は入居者の負担となります。（詳しくは、専門工事店（電気工事店）と十分協議を行ってください）
- ◇ 動力をご使用になる場合は、特に電気工事店と事前に協議をして頂く様重ねてお願いいたします。（建物周辺の、関西電力容量に制限が有る場合が有り、時間を必要とます）

2. 電話・情報設備について

- ◇ 当建物には、一般電話回線（NTT）と、光回線（NTT）のどちらも引込が可能です。（お近くのNTTへ申し込みと協議をして下さい）
- ◇ 新規の電話（情報）回線は、店舗西面外壁より引き込んで頂く様、関係会社と協議をお願いします。（西面外壁に壁貫通口を設けています）

3. テレビ共聴設備について

- ◇ テレビ共聴は、西面外壁に設けたボックスに同軸ケーブル端末が収容されていますので、接続してテレビ視聴できます。
- ◇ 視聴可能なチャンネルは下記の通りとなります。（有料チャンネルは別途個別契約して下さい）
 - 地上デジタル波（NHK 大阪総合、NHK 大阪教育、毎日放送、朝日放送、関西テレビ、読売テレビ、NHK 京都総合、KBS 京都放送）
 - BS デジタル
 - 110度CS

注1） 記載以外の電波が受信できる場合が有りますが、視聴を保証する事は出来ません。

注2） 衛星放送を視聴するためには、対応するテレビと「分波器」が必要となります。

4. 自動火災報知設備につて

- ◇ 当建物には、自動火災報知設備の設置及び維持の義務が有ります。内装に伴って現在設置されている感知器の、移設及び増設等の変更が発生した場合、所轄消防へ届出が必要となります。又、工事に際しては、専門業者で行う必要が有りますのでご注意ください。（必ず防災専門業者及び、所轄消防と協議して下さい）

5. ガス工事について

- ◇ 各店舗西面へ、新設サービスバルブを配置しており、ガスメーターを設置出来る様になっています。ガスのご使用に際しては、大阪ガスへの申し込みが必要となります。連絡をして頂くと新規のメーターの取付を行います。申し込みは室内の工事が完了してからとなりますので工事会社の方と十分協議を行って下さい。(現在プラグ止をしている室内のガス管のからの分岐は出来ません。)

6. 水道工事について

- ◇ 各店舗西面へ、新設量水器を配置しております。水道のご使用に際しては、水道局へ開栓の申し込みが必要となります。

7. 排水工事について

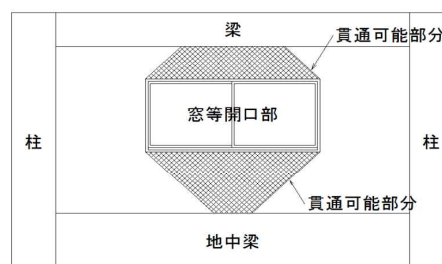
- ◇ 排水系統は上階住戸及び隣接店舗と共有していますのでご注意ください。各店舗内に污水管及び雑排水管を敷設していますので、それぞれの管に接続してください。

8. 空調工事について

- ◇ 1階店舗西面にエアコン室外機を設置すると思われませんが、西側壁面は、消防法で決められた冷媒配管の貫通部の処理が必要となります。

9. 外壁の貫通工事について

- ◇ 1階店舗西側外壁面を貫通できる部分は、耐震構造上、窓やドアの上下部分の中央付近のみとなります。それ以外の部分で貫通する場合は、耐震構造上の安全性を確認する必要があります。



- ◇ 貫通口やダクト等の開口部は、建築基準法に定められている「防火設備」とする必要があります。店舗計画の際は、設計者又は工事会社等の専門知識を有する方と十分に協議を行ってください。